

超音波・乳がんマンモ・骨粗鬆症検診

月日	曜日	受付時間	場 所	内 容	対象地区
12/ 7	木	8:30～11:00	日吉保健センター	超音波検診	日吉全地区
12/ 8	金	8:30～11:00	日吉保健センター	超音波検診	日吉全地区
12/14	木	8:30～14:00	日吉保健センター	乳がんマンモ・骨粗鬆症	日吉全地区

年金受給者の皆様へ

「現況届」の提出が原則不要となります。

年金受給者の皆様から、毎年誕生月に現況届を提出していただいていたのですが、平成18年10月から住民基本台帳ネットワークシステムを活用して、年金受給している方の現況確認を行うことになり、原則として現況届の提出が不要となりました。【12月生まれの方から、不要となっています。】
ただし、以下の方につきましては引き続き現況届の提出が必要です。

- 1 社会保険庁で保有している本人基本情報（氏名・性別・生年月日・住所）と住民基本台帳ネットワークシステムの情報が一致しない方。
→別途、ご案内の通知を行います。
- 2 加給年金を受けられている方で、生計維持確認届の提出が必要な方。
→別途、生計維持確認届を送付します。
- 3 障害年金を受給している方
○所得状況の確認が必要な方は、従来どおり住所地の市町村に現況届の提出が必要です。
○障害の程度について確認が必要な方は、社会保険庁から送付する診断書が必要です。

【問合せ先】 愛媛社会保険事務局宇和島事務所 ☎22-5440(代)
役場町民課 保険年金係 ☎45-1111(内線216)

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」について

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除（非課税）の対象となっています。
年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告する場合は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付などが必要です。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、11月上旬または翌年2月に社会保険庁から送付されますので、申告の際まで大切に保管してください。

11月送付対象者 1月1日から10月2日までの間に国民年金保険料を納めている方。

翌年2月送付対象者 10月3日から12月31日までの間に国民年金保険料の納付があった方。

社会保険庁の問合せ窓口は、
控除証明書専用ダイヤル ☎ 0570-00-9911 です。
(平成18年11月1日から平成19年3月16日まで、平日9:00～17:00)